平成27年5月19日 第11686号

0	0	の	0	0		0	0	0			li s	जो
IJ	"	完了	開発	岡山		保安	指 定	指定			į į	9
		,	許可	県自		林の	居宅	指定居宅サ				Į
			を受け	然	_	指定	介護	サー				
			けた	環境保	公公	/_	支援	· ビス 等	告	目	Ì	長公
			開 発	全審議			の 事	$\mathcal{O}$				
			開発行為に	会	告】		業 の	事業	示】	次	1	7
			関	から			廃 止	の 廃 止				艮
			する工事	の 答				止			<del>`</del>	权
			工事	申							٤	<del></del>
ıı	"		建	自		治	]]				í	<b>発</b> 行
			築指	然環		山課		寿社		担当	ļ	到 山
			建築指導課	境 課				長寿社会課		当課(	Ì	<b>!</b>
										室)	X	>
												次
												I 100
												担当課
												課 (室
												(主)

2

所在地

# ◎岡山県告示第二百五十七号

項 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項及び第百十五条の五第二 規定により、 次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サー ビスの事業

を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年五月十九日

[県知事

原 木

太

事業所の 名称及び所在地

リハビリ訪問看護ステー ショ ンあ か

わ

2

岡山県赤磐市下市四三〇-

兀

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

有限会社

K

ズ

岡山県赤磐市下市四三〇-

三 廃止年月日

平成二十七年五月三十

介護保険事業所番号

兀

三三六二二九〇〇七

- ビスの 種類

五.

介護予防訪問看護

# ◎岡山県告示第二百五十八号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第八十二条第二項の規定により、 次のとお

り指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年五月十九日

事業所の名称及び所在地

木

太

居宅介護支援事業所あかいわの丘

1 名称

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

岡山県赤磐市下市四三〇

有限会社K,zパートナーズ

2 所在地

岡山県赤磐市下市四三〇--

廃业年月日

平成二十七年五月三十一日

三三七二二○一一九八

兀

サービスの種類

五

居宅介護支援

# 山県告示第二百五十九号

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第一 項の規定により、

 $\mathcal{O}$ 保安林 の指定をする

平成二十七年五月十九日

原 木 太

 $\mathcal{O}$ 所在場所

の三、 倉敷市林字内山 九七三の 五二、 字下 ケ谷九七四 字池之内九六六、 字塔仙房七一 字東仙坊一 九六七の 九、 九、 〇 五 九七二  $\mathcal{O}$ 一〇六

木見字東仙

 $\mathcal{O}$ 

土砂の流出 0

立木の 伐採の方法

(1) いの森林に つい ては、 主伐 択伐による。

林字内山七五二、

字池之内九六六、

九六七の

九六

七二の

九七二

 $\overset{\mathcal{O}}{=},$ 九七三の一、 字下ケ谷九 七四 0 一、字東仙坊 九、 〇 五

木見字東仙房七一

(2)その 他の森林に 2 ては、 主伐に係る伐採種を定め

(3)主伐として伐採をすることができる立木は 当該立木の所在す

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の

(4)間伐に係る森林 次の とおりとする。

2 立木の

()次 その 及び 倉敷市役所に備え置

八五 岡山県自然環境保全審議会から次のとおり答申があった。

平成二十七年五月十九日

太

諮問年月日

平成二十七年二月六

平成二十七年四月二十二日

諮問及び答申の事項

第十一次鳥獸保護管理事業計画

(変更案)

第一種特定鳥獣保護計画・

第二種特定鳥獣管理計画

(案)

につい

備前県民局、 諮問及びその答申の内容を記載した書類につい 山県備中県民局及び岡山県美作県民局にお ては、 山県庁県政情報室、 て閲覧することができ

次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年五月十九日

原

木

太

総社市金井戸字南国府東三八四-一開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一三一一ーーサンル

ひまわり一〇二

許可番号 理沙

岡山県指令建指第二九六号

七 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年五月十九日

原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の

許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二四ー三、

六二四一二二

玉野市八浜町大崎九八四

宇都宮裕二

 $\equiv$ 

許可番号

岡山県指令建指第三二四号

次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年五月十九日

原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宍粟字浅田八四七、八四八-一、八五二-一、八

東京都品川区大崎一丁目一一一二

許可を受けた者の所在地、

名称及び代表者の氏名

代表取締役 玉塚

元一

株式会社口

計可番号

岡山県指令建指第二三四号